

福島イノベーション・コースト構想 イノベ地域来訪者受入体制構築事業
「地域の価値向上に向けたブラッシュアップ事業の実施」公募型プロポーザル質問書に
対する回答書

令和 7 年 4 月 1 4 日

No.	質問事項	質問内容	回答
1	募集要領 1 目的	主要なターゲットとされる若者について、具体的に年代や属性などのイメージはありますか。	主要なターゲットは、将来的にイノベ構想の担い手として期待できる若者等です。これまでの事業では、主に 20 代～30 代の学生や社会人がツアーやイベント等へ参加していただいております。
2	募集要領 2 事業の概要 (1)事業費用	ア 講師や協力者への謝金は対象経費に該当しますか。 イ 事業実施に当たっての人件費は対象経費に該当しますか。 ウ 事業対象経費の精算方法、時期はどのようになりますか。	ア 該当します。 イ 該当します。 ウ 委託料の支払いは、口座振込となります。支払い時期は、通常 3 月を予定しております。(必要と認められた場合は、委託料の一部を前金払することも可能です。)
3	募集要領 2 事業の概要 (1) 事業費用	事業内容について、既存施設の改修等のハード事業は対象となりますか。	既存施設の改修等のハード事業は対象外となります。
4	募集要領 2 事業の概要 (1)事業費用	地域外のようなステークホルダーと、浜通りの事業者や住民が一堂に会し、浜通りから世界に向けてどのような価値を創造し、未来に残していけるかを共に議論する企画を事業として提案しますが、事業費の中に、首都圏在住の運営者が企画準備のために浜通りに通う交通費や宿泊費、地域ステークホルダーへのヒアリングや協業交渉にかかる担当者の交通費や実働費、持続的な体制をつくるための来年度以降に向けた戦略策定費用を含めることは可能でしょうか。	事業実施のために必要と認められる経費については事業費の対象としますが、事業費の支出が事業実施期間内（契約締結日から令和 8 年 2 月 2 7 日まで）のものに限ります。

5	募集要領 8 参加表明書の提出期限及び提出方法 (2)提出様式	複数の団体が共催する形で一つの事業を提案することは可能でしょうか。	可能です。応募の段階で代表団体を定め参加表明書等をご提出ください。 また、募集要領 9 企画提案書等(3)エ「事業実施体制」に關係する団体名の記載をお願い致します。
6	募集要領 9 企画提案書等の提出期限等 (2)提出書類 ウ 町村からの推薦書	特定復興再生拠点区域を含む 6 町村での事業を検討していますが、推薦していただく町村の担当課はどのように選定すればよいでしょうか。事業実施の場合に実際に協働する可能性がある課、などの指定はありますか。	町村からの推薦を予定している場合は下記へご相談ください。 ・富岡町企画課 ・大熊町企画調整課 ・双葉町復興推進課 ・浪江町企画財政課企画調整係 ・葛尾村復興推進室 ・飯舘村村づくり推進課企画定住係
7	募集要領 9 企画提案書等の提出期限等 (3)提案の内容	ア 事業実施にあたり、ツアーやイベント等の最低催行回数の設定はありますか。 イ ツアーやイベントの催行にあたり、集客人数等の KPI は設定されていますか。	ア、イともに設定はありませんが、本事業は、イノベ構想の担い手として期待できる若者等を主要なターゲットとし、イノベ地域へ呼び込むためのコンテンツ開発が目的となりますので、より多く集客ができる企画・提案が望ましいです。
8	募集要領 9 企画提案書等の提出期限等 (3)提案の内容について	事業の実施にあたり、再委託は可能でしょうか。可能な場合、再委託割合はどの程度でしょうか。	本業務の全部を一括して第三者に委託することはできません。ただし、機構と協議し、機構が認めた場合、業務の一部を委託することは可能です。(再委託割合は定めておりません。)
9	募集要領 1 2 選定方針 (3)審査基準について	過去に採択された事業の選考基準に該当する内容を開示してもらうことは可能でしょうか。	審査基準は、募集要領 1 2 選定方針 (3) 審査基準に記載のとおりです。過去に採択された事業の提案書等は、提案者の情報保護の観点から、原則として非開示としています。